# ＊＊「週休2日」工事実施要領の改正概要(R8.10)について＊＊

鹿児島県農政部及び環境林務部が 10 月1日付けで「週休2日」試行工事実施要領を改定したことに伴い、鹿屋市の「週休2日」工事実施要領の改正を行います。当改正は、設計書の単価適用日が令和8年10月1日以降の工事から適用されます。

| 鹿屋市の「週休2日」工事等実施要領 | | 主な改正内容 | |
|---|---|---|---|
| | | 前回(R8.8) | R8.10 |
| ・「週休２日」工事実施要領 | | ・「試行」を削除 | ・「発注者指定型」を削除 |
| （対象） | 建設部、上下水道部の事業 | ・週休2日の取得に要する費用の計上は行わない(補正係数廃止) | |
| | 農林水産部の農業土木事業 | 改正なし（現行通り） | ・週休2日の取得に要する費用の計上は行わない（補正係数廃止） |
| | 農林水産部の森林土木事業 | | |
| ・営繕事業における「週休2日」試行工事実施要領 | | 改正なし(現行通り) | |

# ＊＊週休2日の補正係数(R8.10)＊＊

【工事費の積算】

○ 建設部、上下水道部が所管する事業
現行通り、週休2日の取得に要する費用の計上は行わない(補正係数廃止)

○ 農林水産部が所管する事業
週休2日の取得に要する費用の計上は行わない(補正係数廃止)

○ 営繕事業
現行通り、週休2日の補正は行わずに予定価格を作成し、実績に応じて変更。(受注者希望方式)
※ただし、令和9年度からは県に準じて、月単位の週休2日の補正係数を乗じて発注する「発注者指定方式」に変更の予定です。

【補正係数(現場閉所型)】

| 単価適用日 | | 改正前(R8.8.1～R8.9.31) | | | 改正後(R8.10.1～) |
|---|---|---|---|---|---|
| 週休2日の種別 | | 通　期 | 月単位 | 週単位<br>(完全週休2日) | 通期、月単位、週単位 |
| 建設部、上下水道部の事業 | | — | 廃　止 | 廃　止 | — |
| 農林水産部の事業 | 農林土木事業 | — | 労　務　費:1.02<br>共通仮設費:1.04<br>現場管理費:1.05 | 労　務　費:1.02<br>共通仮設費:1.05<br>現場管理費:1.06 | 廃　止 |
| | 森林土木事業 | 労　務　費:1.02<br>機械経費(賃料):1.02<br>共通仮設費:1.02<br>現場管理費:1.03 | 労　務　費:1.04<br>機械経費(賃料):1.02<br>共通仮設費:1.03<br>現場管理費:1.05 | — | 廃　止 |
| 営繕事業 | | — | 労　務　費:1.02 | 労　務　費:1.02<br>現場管理費:1.01 | 改正なし<br>(現行通り) |

各事業の補正係数は、鹿児島県が制定した要領に準拠しています。
・建設部、上下水道部の事業…【県土木部監理課】「週休2日」工事実施要領(一般土木工事編)
・農業土木事業　…【県農政部】　「週休2日」工事実施要領
・森林土木事業　…【県環境林務部】「週休2日」工事実施要領(森林土木事業編)
・営繕事業　…【県土木部建築課】営繕工事における「週休2日」工事実施要領